

# 四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業

## 基本協定書（案）

平成28年〇〇月〇〇日

四條畷市

## 基本協定書(案)

四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業（以下「本事業」という。）に関して、四條畷市（以下「甲」という。）と、●●、●●及び●●（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本事業に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）において、●●、●●及び●●が優先交渉権者として決定されたことを確認し、本事業を実施するための甲と乙が結成する特定建設工事共同企業体との間における、施設的设计を目的とする契約及び施設の建設を目的とする契約（両方を合わせて、以下「本件契約等」という。）の締結に向けて、甲乙双方の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

### （努力義務）

第2条 甲及び乙は、本件契約等の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、本件契約等の効力が生じるように最善の努力をするものとする。

2 乙は、本件契約等の締結のための協議に当たっては、甲の要望事項を尊重するものとする。

### （提案内容等の遵守）

第3条 乙は、本件契約等の締結及び本事業の実施に際しては、プロポーザルに係る提案提出要項及び要求水準書並びに提案書（プレゼンテーション及びヒアリングにおける質疑への回答を含む）を遵守し、提案内容を誠実に履行するものとする。

### （本件契約等の締結）

第4条 甲及び乙は、本協定締結後、平成〇〇年〇〇月末日までに施設的设计を目的とする契約を締結するものとし、平成××年××月末日までに施設の建設を目的とする契約を締結するものとする。ただし、甲は、本件契約等の一方もしくは両方の締結がなされる前に、乙の構成企業が甲から指名停止処分を受ける等、本件契約等の相手方としてふさわしくないと判断されるに至った場合は、本件契約等の一方もしくは両方を締結しないことができる。

2 本件契約等の締結については、それぞれ四條畷市議会の議決を要することを乙は了解しているものとする。

(準備行為)

第5条 乙は、本件契約等の一方もしくは両方の締結前であっても、自らの責任及び費用負担において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

(本件契約等締結不調の場合の処理)

第6条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により本件契約等のうち、一方もしくは両方が締結されなかった場合は、それぞれの契約に係る提案額合計の100分の1に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の場合を除き、事由の如何を問わず、甲と乙との間において本件契約等の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本事業に関する秘密を第三者に漏えいし、本事業上の秘密が記載された文書及び本事業上の秘密が記録された電磁的記録(以下「本件秘密文書等」という。)を滅失、毀損若しくは改ざんし、又は本事業上の秘密及び本件秘密文書等を本件契約等の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合
- (5) 弁護士その他本事業に係るアドバイザー及びその協力企業に守秘義務を課して開示する場合
- (6) 本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
- (7) その他法令等に基づき開示する場合

2 乙は、本事業に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令等の規定を遵守し、甲の指示を受けて適切に取り扱うものとする。

3 甲は、乙に対し、本事業に関し取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。

4 甲は、本事業に関し、乙の個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、乙は直ちに甲の勧告に従わなければならない。

(準拠法等)

第8条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(本協定の終了時期)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、本件契約等の契約締結が完了した日までとする。ただし、甲が本件契約等の締結に至る可能性がないと判断して乙に通知した場合には、その通知日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条及び第7条の規定の効力は存続するものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が1通ずつ保有する。

平成28年 月 日

甲

乙